規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

［11～14　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬）	（毒薬及び劇薬）
第百六十三条　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾール（別名デクスメデトミジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有する製剤及び一ミリリットル中（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤を除く。	（新設）
八　（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾール（別名デクスメデトミジン）の製剤であって、一バイアル中（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして二〇〇マイクログラム以下を含有するもの及び一ミリリットル中（＋）―（Ｓ）―四―［一―（二・三―ジメチルフェニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして四マイクログラム以下を含有する注射剤	（新設）
別表第一（第百十五条の二関係）	別表第一（第百十五条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用	四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用

附　則

この省令は、令和二年十二月二十八日から施行する。

○農林水産省令第八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　　農林水産大臣　野上浩太郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。